

防府市・安芸高田市姉妹都市交流事業実行委員会設置要綱

平成23年11月1日制定

(設置)

第1条 姉妹都市広島県安芸高田市との交流事業を円滑に推進するため、防府市・安芸高田市姉妹都市交流事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 実行委員会は、防府市総合政策部長及び産業振興部長、防府市教育委員会教育部長並びに次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 防府商工会議所会頭または同者が指名する者
- (2) 防府市文化協会会長または同者が指名する者
- (3) 一般社団法人防府市観光コンベンション協会会長または同者が指名する者

(役員)

第3条 実行委員会に、委員長、副委員長を置く。

- 2 委員長は、防府市総合政策部長をもって充てるものとし、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

(役員の仕事)

第4条 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議決事項)

第6条 実行委員会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 交流事業に関する事項

(2) 事業計画及び事業報告に関する事項

(3) その他重要な事項

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局は、防府市総合政策部政策推進課国際交流室に置く。

(経費)

第8条 実行委員会の経費は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 交流事業補助金

(2) その他の収入

(会計期間)

第9条 実行委員会の会計期間は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。